エコマーク ニュース

Eco Mark News

エコマークは(財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からの商品認定審査料でまかなわれています。「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

2011.8.22 No.84

「エコマークアワード2011」募集のお知らせ

エコマーク事務局では、エコマーク商品等、環境配慮型商品普及への優れた取り組みを表彰する「エコマークアワード」を今年も実施いたします。この表彰制度は、環境配慮型商品普及に関する優れた取り組みを広く公表するとともに、エコマーク商品等のより一層の普及拡大を通じて、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、2010年度に創設されたものです。第２回となる今年度の募集概要は以下のとおりです。

〈表彰について〉

- 賞の種類：エコマークアワード 金賞（１件）、銀賞（２件程度）、奨励賞（３件程度）［公募］
  プロダクト・オブ・ザ・イヤー（２件程度）［公募なし］
- 選考～表彰の流れ：一次審査（書類審査）、本審査（プレゼンテーション、2011年11月下旬予定）を経て2012年１月上旬に受賞者を発表します。表彰式は2012年２月に行う予定です。

〈募集について〉

- 募集対象：エコマーク認定商品保有企業またはエコマーク商品等の普及に貢献している企業、団体
  （なお、プロダクト・オブ・ザ・イヤーはエコマーク認定商品の中から選考します。）
- 募集期間：2011年８月５日（金）～９月30日（金）

◆詳細はエコマーク事務局ホームページ（http://www.ecomark.jp/award/award_2011.html）をご覧ください。

認定基準に関するお知らせ

認定基準の制定

以下の認定基準が制定されましたので、お知らせいたします。

類型番号	商品類型名	制定日	有効期限
148	楽器Version1.0 分類A. 消音ピアノユニット（新基準）	2011年６月15日	2018年６月30日

◆認定基準は（http://www.ecomark.jp/nintei.html）をご覧ください。

〈認定基準制定の背景〉

「楽器」は教育現場や家庭などにおいて接する機会が多い製品であり、演奏を通した環境教育面の効果が期待され、また、環境への意識が高い音楽家の活動を通じた楽器ユーザーの啓発効果なども想定されます。

本商品類型では、まず分類Ａとしてアコースティックピアノの長期使用を促す「消音ピアノユニット」を取り扱うこととしました。「消音ピアノユニット」は、従来のピアノに取り付けることで音を鳴らさずに鍵盤の動きをデジタル信号化し、ピアノ音をモデリングするものであり、消費者が家庭で眠っているピアノに対して「廃棄」の前に「再生」という選択を促すことを目的として認定基準を制定しました。

認定基準の改定

以下の認定基準の部分的な改定を行いましたので、お知らせいたします。（Version の No. は改定前のもの）

類型番号	商品類型名	改定日	改定のポイント
112	文具・事務用品 Version 1.13	2011 年 4 月 1 日	消しゴム、ステープラに関する基準をグリーン購入法と整合
119	パーソナルコンピュータ Version 2.5	2011 年 4 月 1 日	省エネルギーの基準をグリーン購入法と整合
128	日用品 Version 1.12	2011 年 8 月 1 日	ブラシ部分の交換可能な歯ブラシを追加

以下の認定基準の部分的な改定を行いますので、お知らせいたします。［改定日：2011 年 10 月 1 日］（Version の No. は改定前のもの）

商品類型番号・類型名	改定のポイント
132 トナーカートリッジ Version 1.6、 142 インクカートリッジ Version 1.2	グリーン購入法 特定調達品目とエコマーク認定基準との整合に関する部分改定
117 複写機 Version 2.10、119 パーソナルコンピュータ Version 2.6、 122 プリンタ Version 2.7、129 廃食用油再生せっけん Version 1.4、 132 トナーカートリッジ Version 1.6、133 デジタル印刷機 Version 1.7、 135 太陽電池を使用した製品 Version 1.5	環境偽装問題時に停止した基準項目に関する部分改定

◆改定点の詳細については、（http://www.ecomark.jp/kijyun_archives.html）をご覧ください。

委員会報告

運営委員会（第 26 回）

第 26 回運営委員会が、2011 年 3 月 9 日に開催されました。審議・報告事項は以下のとおりです。

〈審議・報告事項〉

1. 平成 22 年度エコマーク事業の実施状況について報告が行われました。
2. 平成 23 年度エコマーク事業計画および予算（案）について審議が行われ、承認されました。
3. 商品ライフステージ環境負荷項目選定表の改定について審議が行われ、承認されました。
4. エコマーク表示方法に関する規定等の改定について報告が行われました。

◆資料等詳細は（http://www.ecomark.jp/unei_info.html#26）をご覧ください。

基準審議委員会（第 4 回）

第 4 回基準審議委員会が 2011 年 3 月 23 日に開催されました。審議・報告事項は以下のとおりです。

〈審議事項〉

1. エコマーク商品類型（認定基準）案について
   （1）「楽器 Version 1.0」
2. エコマーク商品類型（認定基準）の部分的な改定について（P.2 参照）
   （1）No.112「文具・事務用品 Version 1.13」
   （2）No.119「パーソナルコンピュータ Version 2.5」
3. エコマークでの難燃剤の取り扱いに関する現状の整理について

〈報告事項〉

4. 第 26 回エコマーク運営委員会について

基準審議委員会（第 5 回）

第 5 回基準審議委員会が 2011 年 7 月 1 日に開催されました。審議・報告事項は以下のとおりです。

〈審議事項〉

1. エコマーク商品類型（認定基準）案について
   （1）「小売店舗 Version 1.0」（P.2 参照）

2. エコマーク商品類型（認定基準）の部分的な改定について（P.2 参照）
（1）グリーン購入法 特定調達品目とエコマーク認定基準との整合に関する部分改定
（2）環境偽装問題時に停止した基準項目に関する部分改定
（3）No.128「日用品 Version 1.12」

〈報告事項〉

3. エコマーク商品類型（認定基準）の制定について
（1）「楽器 Version 1.0」（2011 年 6 月 15 日制定）（P.1 参照）

◆基準審議委員会の資料等詳細は（http://www.ecomark.jp/kijyun_archives.html）をご覧下さい。

認定商品に関する取り組みのご紹介

日本生協連がエコマークの取り組みを強化

■エコマーク等の基準を重視

日本生活協同組合連合会（日本生協連）は、環境問題に対してくらしの中でできることから取り組みたいという組合員の思いに応え、1990 年から環境に配慮した商品の開発・販売を本格化し、その一環としてエコマークの認定取得に取り組んできました。

その後、地球環境をめぐるさまざまな問題が顕在化してきたこと等を踏まえ、2010 年に「2020 年に向けた生協の新たな環境政策」を策定。低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の 3 つの視点から持続可能な社会の実現を目指す方向性を打ち出し、環境配慮商品に関する考え方や取り組みについても見直しを行いました。

具体的には、エコマークや有機JAS など社会的に認知された外部基準を、日本生協連CO・OP 商品の環境配慮商品基準として導入することとしました。また、CO・OP 商品の環境配慮商品に関して、エコマーク等の認定取得をこれまで以上に積極的に進める方針を打ち出しました。このほか、外部の基準等に該当しない環境配慮商品をCO・OP 商品の環境配慮商品の対象から外すなど、客観性を高めるとともに消費者にとってわかりやすい環境表示を追求し、環境配慮商品の購入促進に努めています。

日本生協連のエコマーク認定商品例
（トイレットペーパー、詰め替え用洗剤）

■エコマーク認定商品の拡充を目指す

日本生協連では「2020 年に向けた生協の新たな環境政策」を踏まえ、エコマーク認定商品の拡充に力を入れており、環境配慮商品の開発段階からエコマークの認定基準を重視した対応を進めています。2010 年以降、認定商品数は着実に増加しており、2011 年 7 月時点で日用品などの品目を中心に 37 商品に達しています。

また、エコマーク認定商品の普及を図るためには、消費者の認知度を高め実際の購入行動に結びつけることが重要であるとの認識から、商品の前面にエコマーク表示を行う等の工夫をするほか、宅配のカタログにおけるマークの表示や店頭での情報提供などについても検討していく考えです。

「エコマークは日本で最も認知された環境ラベルであり、エコマークと生協が連携を強化していくことにより、環境配慮商品の普及促進に寄与できるものと期待しています」（日本生協連 環境事業推進室）。日本生協連では、今後も積極的にエコマークの認定取得に取り組むとともに、エコマーク認定商品をはじめとする環境配慮商品に対する消費者の認知度向上と購入促進に努め、持続可能な生産と消費の実現につなげていきたいとしています。

◆日本生活協同組合連合会のウェブサイト「環境について考えたコープ商品」
http://goods.jccu.coop/lineup/eco/

トピックス

エコマーク―中国環境ラベル相互認証協定を締結

2011年4月28日、(財)日本環境協会は「中国環境ラベル」を運営する中国環境保護部環境認証センター（CEC）との間で、「日本エコマークと中国環境ラベル間の相互認証協定」を締結しました。調印式は、第13回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM13）期間中に行われた日中二カ国間会談後に、近藤昭一・環境省副大臣（日本）および周 生賢・環境保護部長（中国）の立ち会いのもとで行われました。

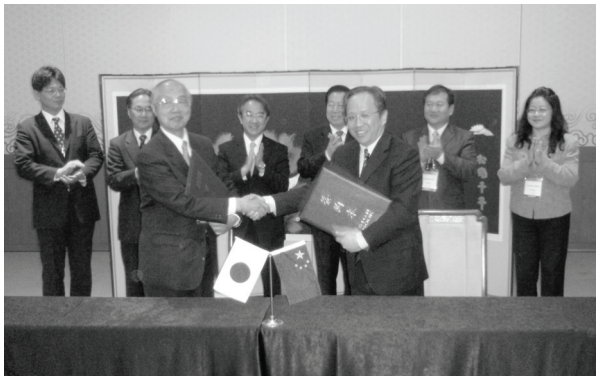

日中環境ラベル相互認証協定の調印式の様子

エコマークでは、2005年に日中間の相互協力協定を締結して以降、日中間および日中韓３カ国でさまざまな面で協力関係を構築してまいりました。このたびの協定では、これまで進めてきた取り組みが実を結び、日中の２つの環境ラベル機関が、お互いに相手国における唯一の環境ラベル審査代理機関であることを認め合う等、相互認証の実施に向けた基本的な原則が合意されました。

今後、認証手順、運用規則、相互認証の対象となる商品カテゴリの取り決めなどに関する具体的な協議を経て、相互認証の運用が開始される予定です。

GEN 役員会に出席しました

2011年5月6日、7日に、世界エコラベリング・ネットワーク（Global Ecolabelling Network、以下GEN）の役員会がウクライナのキエフで開催され、エコマーク事務局よりGENの役員を努める宇野事務局長およびGEN総務事務局担当者が出席しました。

会議では、GEN国際協調エコラベルシステム（GENICES）の監査報告、国連環境計画（UNEP）など関連の国際機関との連携、GENのウェブサイトのリニューアルをはじめとした活動内容や運営について議論が行われました。また、10月末に台湾で開催が予定されているGEN年次総会のプログラムの検討も行われました。

【エコマーク事務局からのお知らせ】

■エコマークのシンボル使用について

今般、「エコマークのシンボル使用に関する規定」を改定し、エコマークを環境保全のシンボルとして、より使いやすく、より広い範囲でご使用いただけるようになりました。エコマークは多くの調査等で高い認知度を示しています。環境意識の向上や環境保全の推進に向け、ぜひご活用ください。詳しくは（http://www.ecomark.jp/symbol.html）をご覧ください。

■エコマーク商品認定証のデザインが変わりました

このたび「エコマーク商品認定証」のデザインを刷新し、併せて複写等による偽造防止対策（レインボー箔）を講じることにしました。これにより、「エコマーク商品認定証」（日本語版、英語版）の追加・再発行も可能となりました（有償）。詳しくは（http://www.ecomark.jp/ks_tetsuzuki2.html）をご覧ください。

エコマークニュース 第84号　2011年8月22日発行

編集・発行／財団法人 日本環境協会　エコマーク事務局
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F
TEL：基準・認証課　03-5643-6253　FAX：03-5643-6257（各課共通）
総務・契約監査課　03-5643-6255
普及・国際協力課　03-5643-6255
Homepage：http://www.ecomark.jp　E-mail：ecomark@japan.email.ne.jp

エコマークは（財）日本環境協会の登録商標です。